

障害児通所支援事業所の指定取消処分等について

1 はじめに

本市では、令和 3 年度に 1 件の障害児通所支援事業所の指定取消処分を行いました。

そこで、過去の行政処分事例を改めて周知するとともに、児童福祉法に基づく不利益処分について、一般的な事項を説明いたします。

2 本市が行った行政処分

(1) 指定取消し

ア 令和 3 年度

事業者名（事業所名）	株式会社レスパイトサービスどれみ（障害児通所支援センターどれみ）
事業の種類	放課後等デイサービス
取消日（処分日）	令和 4 年 4 月 1 日（令和 4 年 1 月 17 日）
取消事由	(1) 障害児通所給付費の不正請求 (2) 障害児通所支援に関する不正及び著しく不当な行為

イ 令和元年度

事業者名（事業所名）	株式会社 YES アルファスマイル（YES アルファスマイル千葉校）
事業の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
取消日（処分日）	令和元年 8 月 1 日（令和元年 6 月 13 日）
取消事由	(1) 障害児通所給付費の不正請求 (2) 虚偽の答弁 (3) 障害児通所支援に関する不正及び著しく不当な行為

ウ 平成 26 年度

事業者名（事業所名）	株式会社かみんぐ（きりんくらぶ・都賀の台）
事業の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
取消日（処分日）	平成 27 年 4 月 1 日（平成 27 年 3 月 6 日）
取消事由	(1) 児童福祉法に基づく命令遵守違反 (2) 虚偽書類の報告

(2) 命令

平成 26 年度

事業者名（事業所名）	株式会社かみんぐ（きりんくらぶ・都賀の台）
事業の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
命令内容	(1) 労務管理を適切に行うこと。 (2) 平成 26 年 11 月・12 月分給与について、雇用契約に基づく給与を支払うこと。

※（1）・（2）の行政処分情報の詳細は、本市ホームページにも掲載している。

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai/fukushi/gyouseisyobun_ichira

[n.htm](#)

※令和 3 年度処分の詳細は、別添「記者発表資料」参照。

(3) 不正利得及び加算金の徴収決定

ア 令和3年度

事業者名（事業所名）	株式会社レスパイトサービスどれみ（障害児通所支援センターどれみ）
事業の種類	放課後等デイサービス
徴収決定額	9,584,659円 【内訳】①不正利得：6,846,188円 ②加算金分：2,738,471円

事業者名（事業所名）	株式会社レスパイトサービスどれみ（障害児通所支援センターおんぷ）
事業の種類	放課後等デイサービス
徴収決定額	15,070,642円 【内訳】①不正利得：10,764,747円 ②加算金分：4,305,895円

イ 令和元年度

事業者名（事業所名）	株式会社 YES アルファスマイル（YES アルファスマイル千葉校）
事業の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
徴収決定額	8,446,452円 【内訳】①不正利得：6,033,180円 ②加算金分：2,413,272円

3 不利益処分について

(1) 不利益処分の種類（根拠法条）とその内容

ア 命令（児童福祉法第21条の5の23第3項）

条例で定める基準に適合していない等の事実が認められ、その是正措置を勧告してもなお従わない場合、その旨を公表するとともに、勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

事業所が命令にも従わない場合は、指定の取消し、全部効力停止又は一部効力停止のいずれかの処分を行うこととなる。

イ 指定取消し（児童福祉法第21条の5の24第1項）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合であって、その違反の程度が著しいときは、指定を取り消す。

指定取消処分により、指定事業所としてのサービス提供、給付費の代理受領等が行えなくなるほか、当該法人及びその役員等は5年間「欠格事由該当者」となり、他自治体においても新規指定を受けることができなくなる。

ウ 指定の全部効力停止（児童福祉法第21条の5の24第1項）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合、その違反の程度に応じ、期間を定めて指定の全部効力停止を行う。

全部効力停止処分により、効力停止期間中は、指定事業所としてのサービス提供、給付費の代理受領等を行えなくなる。

なお、効力停止期間は、概ね1月～1年程度である。

エ 指定の一部効力停止（児童福祉法第21条の5の24第1項）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合、その違反の程度に応じ、期間を定めて指定の一部効力停止を行う。

なお、効力停止の内容は新規利用者の受入停止が想定され、効力停止期間は概ね1月～1年程度である。

オ 不正利得及び加算金の徴収決定（児童福祉法第57条の2第1項及び第2項）

指定事業者が、偽りその他不正の行為により給付費の支給を受けたときは、その支払った額につき返還させるほか、その返還額に100分の40を乗じて得た額（＝40%の加算金）を徴収する。

この徴収金は、地方税の滞納処分の例により処分することができ、督促後もなお滞納状態が継続する場合、市は、裁判所の手続によることなく、預金差押え等の強制執行を行うこととなる。

（2）処分による事実上の影響

ア 処分の公表及び周知

本市では、指定取消処分及び全部又は一部の効力停止処分をしたときは、記者発表をするほか、市ホームページにも行政処分情報を掲載し、厚生労働省、他自治体及び市内事業所への周知もあわせて行う。

さらに、指定取消処分をしたときは、処分した旨を公示し、欠格事由該当については厚生労働省及び他自治体に対する情報提供も行う。

また、命令をしたときは、その旨を公示し、市ホームページにも掲載する。

これらの公表及び周知により、処分を受けた事業者は、社会的な信用を失うなどの大きな事実上の不利益を受けることとなる。

イ 利用者・他事業所への影響

指定取消しや全部効力停止の場合、利用者にとっては、突然事業所が利用できなくなるため、今後もサービスの利用を行うのであれば、移転先を探す必要が生じる。

近隣事業所は、受入れの可否を検討することとなる。

処分を受けた事業所は、利用者及び相談支援事業者への連絡、移転先探しの協力、近隣事業所への依頼等を自ら行う責任がある。

（3）刑罰

虚偽答弁・報告及び不正請求については、刑法264条（詐欺罪・10年以下の懲役）、児童福祉法第62条第4号（30万円以下の罰金）等の罰則規定が適用され得る。

以上